

令和3年第1回京丹波町議会臨時会

令和3年1月13日（水）

開 会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 同意第 1号 監査委員の選任について

第 5 議案第 1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

1 番 岩 田 恵 一 君

2 番 野 口 正 利 君

3 番 谷 口 勝 巳 君

4 番 隅 山 卓 夫 君

5 番 村 山 良 夫 君

6 番 坂 本 美智代 君

7 番 鈴 木 利 明 君

8 番 西 山 芳 明 君

9 番 北 尾 潤 君

11 番 東 まさ子 君

13 番 谷 山 眞智子 君

14 番 篠 塚 信太郎 君

15 番 森 田 幸 子 君

16 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（1名）

12番 山田 均 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（6名）

町	長	太田	昇	君
副	町長	谷	俊明	君
参	事	中尾	達也	君
参	事	山森	英二	君
企画	財政課長	松山	征義	君
総務	課長	長澤	誠	君

6 出席事務局職員（2名）

議会	事務局長	藤田	正則
書	記	山口	知哉

開議 午前9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、議場内では、出席者及び傍聴者におかれても全員マスク着用としております。

また、議場内空気換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩を小まめに取り、休憩中に議場内の空気換気をさせていただきます。

ほかにも、感染予防対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

傍聴席におきましては、傍聴席に空間を取り、着席いただくようにしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれては、本日の議案に対して、簡潔明瞭な質疑・応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、令和3年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（梅原好範君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番議員・鈴木利明君、8番議員・西山芳明君を指名します。

《日程第2、会期の決定》

○議長（梅原好範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第 3、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

山田議員から、体調不良のため、本会議を欠席したい旨届出があり受理しましたので、報告いたします。

本臨時会に町長から提出されております案件は、同意第 1 号のほか 1 件です。

提案説明のため、太田町長ほか関係者の出席を求めました。

1 月 8 日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議を行い、同日に全員協議会が開催されました。

1 月 5 日に議会運営委員会が開催されました。

1 月 7 日に議会広報常任委員会が開催されました。

1 月 8 日に新庁舎建設特別委員会が開催されました。

本日の会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第 4、同意第 1 号 監査委員の選任について》

○議長（梅原好範君） 日程第 4、同意第 1 号 監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、村山良夫君の退場を求めます。

（村山良夫君 退場）

○議長（梅原好範君） 町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに、令和 3 年第 1 回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第 1 号 監査委員の選任につきましては、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、議員のうちから選任する監査委員に村山良夫氏を選任することをお願いしております。

村山氏は、平成 21 年 11 月から京丹波町議会議員として議会活性化特別委員会委員長を歴任されるなど、ご活躍いただいております。人格高潔で、豊富な知識とご経験をもとに、職務を適切に行っていただけのもものと存じております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） それでは、同意第1号 監査委員の選任につきまして、補足説明を申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた見識を有する者のうちから、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっております。

主な職務といたしましては、決算審査、例月出納検査、あるいは直接請求に係ります監査、議会の請求による監査、また住民監査請求に係ります監査等が規定されているところでございます。

さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率等の審査も行っていただくこととなっております。

なお、議員のうちから選任される委員の任期につきましては、議員の任期によるとされているところであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより、同意第1号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第1号 監査委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（多数 起立）

○議長（梅原好範君） 起立多数であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

村山良夫君の復席を求めます。

暫時休憩します。

(村山良夫君 復席)

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

《日程第5、議案第1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について》

○議長（梅原好範君） 日程第5、議案第1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、引き続きまして、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約につきましては、新庁舎建設に伴い、駐車場等周辺施設を整備しようとするものであり、野口・イワキ特定建設工事共同企業体と1億829万5,000円で契約を締結しようとするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 補足説明を担当課長に求めます。

長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議案第1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約につきまして、補足説明を申し上げます。

議案に添付しております資料に基づきまして、その内容を順次説明させていただきます。

各資料の右上に資料番号をお示しさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1、位置図でございます。

次に、資料2といたしまして、工事概要を記載しておりますので、ご確認いただけたらと思います。

資料3-1でございますが、全体の工事範囲を示しており、緑色で着色した部分が植栽工で、ノシバによる張芝等でございます。国道9号沿いのピンク色の丸がソメイヨシノでございます。また、国道9号と町道との取り合い部分の両サイド付近の黄色の丸がイチョウでございます。緑色で点在しております丸印は中低木や高木を植栽する計画としております。ま

た、赤色の線で囲んだ図面左側の部分でございますが、本庁舎前及び東側方面の無着色部分は来庁者用の駐車場で、合計117台、うち障害者専用といたしまして4台が収容できます。また、駐輪場や大型駐車場も確保しております。

もう一方、図面右側の駐車場は全部で96区画であり、職員駐車場及び来庁者用としても利用を図り、大規模な会議等、またロードレースや食の祭典など休日のイベント等にも、これまで同様に使用することを想定しております。

次に、資料3-2をご覧ください。

大変文字が細かくて申し訳ございませんが、側溝及び暗渠排水を図示しております。オレンジ色の一本線が地下に埋設する暗渠排水、二重線が地面の漂流水を受ける開渠の側溝となっております。管渠排水は、塩化ビニール管で口径150ミリメートルから450ミリメートルとしております。側溝は、コンクリート製品及び一部現場打側溝としております。

資料3-3をご覧ください。

新庁舎前のアスファルト等舗装縁石区画線についての詳細図面となっております。舗装設計面積といたしまして4,480平方メートルを計画しております。

次に、資料3-4をご覧ください。

新庁舎前の張芝部分や植樹箇所及び樹種を示した詳細図面となっております。駐車場周辺の盛土のり面部分は、景観形成や土砂の流出等を抑制するため、芝等の地被類による植栽を施し、ウラジロガシ等の高木は育成の妨げにならない程度を確保した上で、遮蔽性、視認性に必要な配置を計画するとともに、自然界と同じように中低木も含め一直線配置を避け、曲線的なリズムや疎密を与えることで奥行き感を演出する配置としております。

次に、資料3-5をご覧ください。

主に、国道9号沿い及び北側の裏山斜面部分の植栽を図示したものでございます。前の施設でありましたふれあい広場にも桜並木があり、その復元を目指し、また、須知高校の桜並木とも連続した一連の桜並木を形成することも意識して、ソメイヨシノを植栽する計画をしており、配置間隔は適切な距離を確保し、開花時の華やかな景観を形成する配置としております。また、その木と木の間には、育成環境への順応性や維持管理面、また、生け垣として季節感のあるサツキツツジやドウダンツツジを植栽する計画としております。

また、町のシンボルツリーであるイチョウは、敷地全体の玄関口付近の象徴性の高い位置に維持管理も配慮した本数を配置しております。

また、交流ラウンジ前の交流広場及び新庁舎執務棟前の防災広場の芝生につきましては、人の立入りが想定されることから背丈が低く、踏圧に強い、また、穂が少ないなどの特徴を

持つ少管理型わい性ノシバを採用し、維持管理に配慮した計画としております。

次に、資料3-6からは、南側駐車場部分についての図面となっております。

まず、資料3-6でございますが、排水施設についての図面となっております。

資料3-7につきましては、アスファルト等舗装縁石区画線についての図面となっております。舗装設計面積といたしまして2,560平方メートルを計画しております。

次に、資料3-8でございます。

駐車場周辺の植栽等を図示しております。こちらも新庁舎側と同様に、舗装以外の残地には張芝を施し、9号線沿いにはサツキやドウダンツツジを、また、桜並木の復元を図るためソメイヨシノを植栽し、新庁舎側の桜並木と連結させることで一体感を図り、また、自然運動公園等との周辺環境の一体性や景観性にも配慮した計画としております。

資料4につきましては、ただいまご説明させていただきましたことなど植栽の考え方等を記載したエリア全体のイメージ図であり、主立ったそれぞれのエリアにつきまして、引き出し線等により注釈を記載しておりますので、それぞれご確認くださいませうれしく思います。

また、図面資料の一番最後には入札結果表を添付しておりますので、ご確認ください。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（梅原好範君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

質疑ありますか。

坂本君。

○6番（坂本美智代君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

前回の特別委員会で説明不足ということで資料を頂きまして説明をいただきました。その中で、植栽にしても、今後、一番重要視されるのが維持管理だと思います。今回、芝を敷くということで、一部雑草の混入を許容する鳥取方式で管理を想定しているということが説明されましたが、どのようなやり方が鳥取方式と言われるのかお伺いしたいと思います。

また、その次に、芝刈りが主な作業となりますと書いてありますが、年間2回から3回程度の作業で管理費は20万円程度を見込んでいると説明では述べておられますが、年2回から3回程度の作業で管理ができるのかどうか。また、その20万円という金額で十分管理ができるのか。どのようにこの金額を算出されたのか。改めてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、鳥取方式につきましては、以前の特別委員会でも資料に書かせていただいておりますとおり、一部雑草の混入を許容するというので、芝生の中でも

雑草が生えてくるというようなことが想定されます。こういったところも想定したやり方、これが鳥取方式ということでございます。管理上、草を除草したり、芝の手入れと一緒に芝刈りも想定するという管理になると考えております。

したがって、一部雑草も生えながら芝生が1年間育っていくような感じで考えておりました。管理のほうも雑草も合わせまして処理をしていくというスタイルになります。

それと、維持管理でございます。先ほども申しましたように、鳥取方式、一部雑草の混入を許容するというので申し上げました。芝刈りが主な作業となります。議員もおっしゃいましたように、委託料といたしまして年間20万円を見込んでおります。実際に作業を行う際には、よりコスト削減を図ってまいりたいとは考えておるところでございます。

基本となる算出根拠でございますが、芝生の維持管理といたしまして、平米当たり約35円を見ております。防災広場でありますとか交流広場につきましては、約830平米ございまして、年2回行うと想定して、また、諸経費等も加えまして約10万円。また、そのほかの部分でございますが、平米当たり約14円程度を見込んでおりました。こちらにつきましては、面積といたしまして約2,400平米あります。こちらも2回程度の管理を想定し、諸経費を含めまして10万円強の年間費を予定しておりました。約20万円を想定しておることでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 坂本君。

○6番（坂本美智代君） 今、鳥取方式ということの説明いただきましたが、鳥取方式というのを調べてみたら、主にグラウンドとか、河川敷とか、広範囲のところがそういった方式であるというように書いてあるんですけども、本庁の敷地内であれば、一番まとまったところは交流広場、あとはずっと広がってる感じで、植栽の周りということもあります。この鳥取の方式では、乗用機械とする芝刈り機であれば安価にできるというようには書いてあるんですけど、ある業者の方に聞いたら、やはり桜とか木の際に植えた芝生では、そういうものに乗ってすること自体が難しいのでコストがかかるのではないかというような声もお聞きしております。鳥取方式で草と一緒に芝刈りをすることによってコストも下げられるということも分かりませんが、やはり鳥取方式自体が庁舎内の芝生の管理に適しているものなのかどうかというのが1つ疑問視されます。

また、先ほど、年20万円程度の予算を組んでということ、20万円というのは年4回ということですね。その作業自体が4回できちんとできるものなのか。1日何人出てとか、延べ人数とか、そういったことも算出をされて計算されたものなのか。また、機械等を使え

ばそれなりの機械代も必要かと思うんですけれども、その辺の算出をもう少し詳しく計算されておられるのであればお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 芝生でございますが、先ほど来、補足説明でも申し上げましたが、特に乾燥でありますとか人が踏んでもそれに耐え得るというような強いものでございます。ノシバを含む日本芝は、冬場には枯れ休眠はしますけど、日本の土壌に合ったものでございまして、管理がしやすいという部分がございます。先ほど来、説明もさせていただきましたが、広場の芝につきましては、少管理型わい性ノシバを使用する予定としておりまして、背丈が低く強いという特徴があるということで採用させていただくということでございます。常に枯葉などが冬場には出てこようかと思えます。そういったサッチというものが発生します。そういったものをレーキのようなものでかき集めて取り除くという作業も出てこようかと思えます。そういった簡易な作業につきましては、折を見て職員もできるということも想定しております。しかしながら、芝刈りにつきましては、乗用でやるか、それとも自走式の芝刈りで行うかというところもあります。平場でありますと乗用も可能であります。その周辺につきましては、盛土、斜面もございまして、自走式の芝刈り機ということになるかと思えます。そういったところを見込んで高木、低木の植栽につきましても、そういった機械が入りやすいような配置ということで植栽をさせていただく計画をしております。かかります経費につきましては、先ほども申し上げたとおりでございますが、平米当たりの単価ということでございます。人数によりまして多少違ってくるかもしれませんが、2名程度ということも想定しております。そういったところを総合的に検討して算出したところでございます。委託費につきましては年間約20万円かかるのではないかと考えております。成長過程にもよりますので、今現在それぞれ2回で4回ということでございますが、そういったところを想定しながら年間の必要経費を算出したところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

東君。

○11番（東まさ子君） 今回の外構工事の契約ですけれども、12月議会で否決をされたものであります。中身的には12月時点と同じ内容であります。12月議会のときにいろいろ意見が出されて反対が多くて否決されたわけでありましてけれども、そのときには桜の植栽がふさわしいのかとか、芝生の問題とか、開庁日が明らかになっていないとか、いろいろ出て、問題が指摘されておりました。今回見直しされたんですけど、中身的にはそういう出された意

見について検討をされたのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから、今、芝生のこともありましたが、以前、うるおい館の前のところに芝生を張り付けをされたような四角いものを張り付けされるのか。それともポット方式のものを利用されるのかお聞きをしておきたいと思います。

側溝ですけど、コスト削減ということで排水構造物等の側溝の設置箇所を見直したということで、また、より安価なものにしたということでもありますけれども、どこをどういうふうに見直しをされたのかお聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今回提案させていただいております案件の内容でございますが、議員がおっしゃったように、前回と変わりはございません。これまでいろいろなご意見、ご提案等を皆様へ頂いたわけでございます。その内容をいろいろこちらも確認させていただきました。どの工事につきましても、場面場面で工事をやるに当たりまして変更的なものが出てくると思います。こちらの植栽工事につきましても同様でありまして、特にこの植栽というのは、デザイン性でありますとか現場に合わせてどういったマッチングをされるかというようところが重要になってくると思います。したがって、この現場で工事を行っていただいて、例えばこの設計どおりに植栽するということになかなかないケースも出てこようかと思っております。そういった状況を見ながら景観も合わせまして判断させていただきまして、ここにはこういったものがよりよくマッチするのではないかないうところも出てこようかと思っておりますので、やはりそのあたりは柔軟に検討させていただきたいということをこの場で申し上げたいと思います。

それと、張芝でございますが、ノシバでございます。こちらにつきましては、四角いものを張るということで目地はございません。きっちり四角のものを合わせて張っていくというところでございます。

側溝の見直しでございますが、例えば側溝の図面で言いますと、資料3-2をご覧ください。細かいですが、こちらが側溝等の図面になっております。その中で、例えば右上のところあたりにCD側溝といったものが記載されておると思っております。スリットタイプと書いてあります。このCDというのはコストダウン側溝といいまして、安価でしかも設置もしやすいというものも採用させていただきましたこと。あと、以前にお世話になった地下の貯水槽の部分をご覧くださいと、例えば一番上側と真ん中、下の3か所にわたりまして水路を設置する予定として、設計業者の思う計画をしていたところでございますが、真ん中のオレンジの線のところは設置する計画としておりますが、上と下はオレンジの線になっておりません。

黒のままでございます。こちらの部分につきましては、ここまで必要であるかどうかということも検討させていただきながら、今回はこの計画段階では計上はさせていただいていないというところですが。また、資料3-6、南側の駐車場でございます。こちらオレンジ色のラインで引いてあるところは実施いたします。しかしながら、真ん中部分の側溝、当初、現場打側溝29.2メートルというふうに記載しておるのを抹消しております。こちらは必要ではないというように判断をさせていただくなりいたしまして、コストダウンを図ったというところでございます。

したがって、当初、設計業者が上げてきた内容を発注段階でいろいろ吟味いたしまして、必要であるか必要でないかを見極めながらコストダウンを図っていたところを見直しさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑はありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 二、三お聞きをします。

まず1点に、12月18日に否決になった後、二日後でしたか、京都新聞の記事に説明不足が否決になった原因のように記載されてまして、そのとき私は懸念に思ったんです。というのは、16日に新庁舎建設特別委員会がありまして、十分な時間を頂いて議員からの説明にはそれなりに答えていただいた。説明不足ということは、そのときに議員が質問を十分にしなかったというように裏返せば取れるのではないかと。また、8日の日も同じことだったんですけども、そういう意味で説明不足ということコメントされたのかどうか、その辺のことを1つお聞きしたい。

それから、次からは要望というのか、ぜひ見直してほしいということで申し上げておきたいのは、南側駐車場、当初、職員用の駐車場とされていたところですけども、現在の京丹波町の財政とか、また、議案第104号でも増額になったりして、新庁舎の事業規模が増加する要素も十分あるわけですから、南側駐車場に3,100万円ほどかかるのを最低の金額にするように設計をもう一度見直せないかということなんです。

次に、植栽の時期の問題なんですけど、特に落葉樹でありますドウダンツツジの場合、今の日程で行きますと、落葉樹の植栽に適した時期というのは3月下旬から4月上旬が常識でして、特に雨季にはあまり落葉樹の植栽というのはしないのが常識のように思います。そういう意味では、8日にも申し上げてたんですけど、ドウダンツツジというのは、本庁の駐車場の中学校の松並木側に植わってるんですが、なかなかきれいに管理をすることは難しいと

いう樹木です。これをやめて全部ツツジにすることができないのかどうかということです。

それから、町のシンボルであります木はイチョウを取り入れていただいています。それから花はツツジが入ってるんですが、ドウダンツツジと一般に言うツツジとは全然雰囲気が違うし、同じツツジ科ではあるんですけども違うと思います。そういう意味では、もう全てツツジにさせていただいて、ツツジというのは1,000種類以上あるようですけど、特に中学校のグラウンドの国道9号側が非常にきれいに剪定をされてます。ああいうものをしていただけないのかどうかということをご提案します。

それから、町のシンボルで、鳥はウグイスということになってます。ウグイスということでは、この前、町長は、どんな樹木がいいかは分からんとおっしゃってましたけども、ウグイスと言えば梅というのが常識ですので、特に9号線側の桜並木は梅に変えるべきでないかと思えます。といいますのは、桜の木というのは大きさを人工的にはコントロールできません。その点、梅の木というのは、剪定の仕方によって大きさは十分管理ができる樹木です。そういうように、桜を梅に変えていただけないのかどうかということ。

最後に、職員の方が利用される南側駐車場は特に多いわけですけども、私が調べた範囲では、職員の方には年間6,000万円程度の通勤手当が支給されています。民間企業では、当然のことですけども、駐車場は個人の負担でやっています。そういう意味では、職員の方に駐車場料金の徴収をしていただきたい。

以上について考え方を聞きまして質問とします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） まず、1点目の説明不足というところですけども、私も取材を受けて、説明不足であったのでご理解がいただけなかったのではないかとということで、新聞記事にもそういうふうになりました。当然、新庁舎建設に伴いまして、こういった工事が必要になるということをご理解をいただけるというふうにご考えておりますけども、残念ながらご理解をいただけなかったということで、説明不足ではないかとということで、もう一度しっかりと説明をさせていただいてご理解を得たいということで書かせていただいたところでございます。

それから、職員用駐車場の関係でありますけども、庁舎の真南にあるわけで、これは庁舎と一体的に整備を進めていくというのが必要であると考えておりますので、現在のような計画にさせていただいてるということで、これもご理解いただけたらというふうに思います。

それから、植栽の時期につきましては、いろんな考え方もあると思えますけども、専門家のご意見も聞きながら問題がないように進めたいと考えておるところであります。

また、イチョウやツツジの考え方について、イチョウの木がシンボルツリーなので、シン

ボルツリーをどういうふうに配置するかというのは、これもデザイン性とかセンスの分かれるところでありまして、本数は少なくともそういった形になると思いますし、ツツジにつきましても、議員ご指摘のとおり、野生種でも30種類、園芸種になると2,000種類を超える種類があるというようにも言われてます。国道沿いのところ、ヒラドツツジなのか詳しい種類までは分かりませんが、確かに白とピンクできれいなツツジが5月頃に咲きますので、そういうご意見も踏まえてきれいに整備ができるように考えていきたいと思っております。

桜の木の問題につきましては、ウグイスが町の鳥になってるかと思っておりますけれども、基本的にウグイスはやぶの中で生活するというふうに使われてますので、梅の木に止まることはほとんどないというふうにも聞いておるところでありまして、梅の木に止まるのはメジロではないかというふうに思います。須知高校から桜並木が続いておりまして、桜自体は町の木にはなっておりませんが、これは日本を代表する樹木でありますので、そういった形で整備をして、大きくなり過ぎたり邪魔になったりしないように管理をしていく必要があるというふうに使っております。

それから、職員用駐車場の関係で、通勤手当ということもありますけれども、一般的には通勤に伴って駐車場が必要になった場合は、その駐車場代も含めて通勤手当で支給されるのが普通だというふうに考えます。そういった意味では駐車場代を取って通勤手当にまた加算するというようなことは二重になると思いますので、職員の駐車場として整備をしていきたいというふうに使っております。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） まず、1点目にお聞きしました説明不足の件につきましては、そういうことが反対の大きな理由になったのかどうか分かりませんが、少なくとも私はそうでなかったことだけを申しておきます。

それから、南側駐車場は、先ほど申し上げましたように、財政上のこととかこの事業そのものの債務負担行為の枠のこと、加えて、8日に篠塚議員がおっしゃったように、役所を移す、いわゆる遷都ということになりますと、昔からですけど、遷都することによってお城なりそこを中心にしてまちづくりを考えるのが一般的です。そういう意味では、今の南側の職員駐車場というのは、職員駐車場にはもったいない。これから役場を中心にした商業施設とかいろんなことをする用地として最小限の手を加えて残しておくべきだという意味で南側駐車場を見直してもらえないかということをお聞きしております。

それから、植栽の件ですけども、ドウダンツツジが必要だということですけども、季節感には確かにあります。白から緑に変わり、紅葉して落ちることがあっていいと思うんで

すが、これも一部調べたところによりますと、酸性土を好んでかつ根の張りが深くないということで、水の管理が非常に大事だということになってます。そういう意味で、手間のかかる生け垣になると思いますので、ドウダンツツジはやはり普通のサツキに変えるべき、変えていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、桜並木の通学路ですけども、例えば観音峠を見ていただいたら分かりますけども、私が京信に入った昭和35年頃は、あそこで花見ができるぐらいでした。ところが、国道を通る車が多くなって順番に桜の枝が邪魔になるので、国道側を切ってしまうと花見をするような形でない桜になりまして、現在あそこで花見をしておられる人というのは皆無に等しいと思います。そういう意味では、国道側に桜の木を植えるというのは、将来、ここ5年や10年ではどうってことないと思いますが、30年とか40年ということになってきますと、本来、桜がきれいなのは、やっぱり大木を見上げてきれいなんです。例えば曾根の大桜なんか、皆さんきれいだきれいだとおっしゃるのは、下まで枝がちゃんとあって大きな木だからです。そういう意味では、私は桜は国道側の並木には向かないと思いますので、梅の木にぜひしていただきたいと思います。

それから、職員の駐車料金ですけど、キロメートル当たり幾らで出ているというように前回の委員会で聞きました。その中には、当然のことですけど、一般には通勤手当というのは駐車料金は入って支給されてますので、ある意味では、もう既に必要な駐車料金が入った中で通勤手当がされてるということですので、当然、駐車料金をもらうのが当たり前だと、民間企業に勤めておられた方はそうおっしゃってます。昨日も郵便局へ勤めておられる方から、当然個人で駐車場は確保して通勤手当の中で確保したと聞きました。職員がそうになっていないのは不思議に思うとおっしゃってました。ですので、ぜひこれも通勤手当から駐車料金を徴収してほしいと思います。改めてそういうことについて考えていただけないか。

特に今申し上げてるのは、先ほどもありましたように、一旦はこの金額で契約しておいて、後で条件変更という形で、例えば樹木とか南側の駐車場の規模、事業規模とかそういうものを見直していただくということができないのかどうかを確認しておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、桜並木でございますが、今までも委員会等でも申し上げました。こちらの桜並木につきましては、皆さんもご存じのとおり、ふれあい広場のときも桜がありました。寄附を受けていただいた桜でございました。そういった経過もありまして、どうしてもそこに桜を残したいということです。また、須知高校との一連的なものもありますし、丹波自然運動公園の中にも桜はございます。そういったところも加味しまして、一連

のエリアといたしまして、そこに桜をという構想で計画をさせていただいたような経過がございます。

また、南側の駐車場につきましても、桜を植えさせていただく計画をしているということでもあります。そちらも、先ほど町長も申したように、庁舎の場所のみならず、あその部分を一体的な一連の敷地として調和を持たせるという意味で、桜並木という一連の歩道を形成していきたいというところもあります。

また、南側の駐車場につきましては、先ほど補足説明でも申し上げましたように、食の祭典でありますとか丹波ロードレースの際にこれまで駐車場として利用していたのと同様に、そういったイベント時に駐車場として活用していきたいというふうに考えております。また、新庁舎が防災拠点としての役割を担っております。そういった意味でも、防災広場や来庁者用駐車場を利用した大規模災害時の活動を想定して、南側の駐車場も整備していきたいと考えております。

先ほども設計等の見直しも計画段階で行ってきたと申し上げました。無駄なところを省きながら、コストダウンを図りながら、こちらも最低限の整備をしていくというところを念頭に置きまして、計画をさせていただいてるところでございます。

今後におきましても、先ほども申し上げましたように、現場の状況を見ながら判断して、よりよい現場に合うような形で植栽なり水路なり等を施していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

森田君。

○15番（森田幸子君） 1点お伺いいたします。

相当な植栽をされるんですが、植えられた後の補償期間というのはどれぐらいあるのかお聞きいたします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） やはり生き物でございますので枯れたりします。そういったところも想定して、1年間の間に枯れたらまた植え直していただくということで予定をしております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 1年間で補償が切れるというのは、それで普通なのかどうか私も専

門的なことは調べられてないので分からないんですが、短いのではないかと思います、その点いかがですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 樹種によって多少は前後はあると思います。しかしながら、2年、3年と超えて枯れた場合、果たして原因がどこにあるかというところもなかなか難しいところでございます。1年間で枯れてしまうということであれば、植え方でありますとか土壌の改良のやり方等々にも原因があるのではないかという判断もできます。1年で枯れても、その原因を追求して最終的に判断という話になりますが、基本的には1年を区切りといたしまして、補償期間を設けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 東君。

○11番（東まさ子君） 先ほど側溝の変更ということで、側溝を計画より減らしてということではありますが、いろいろと今までの説明の中では、芝生を植えるのも雨水を浸透させることで以前設置しております貯留槽を小さくしたということではありますが、側溝を減らして大丈夫なのかということが1つです。

それから、開庁日ですけど、12月議会のときも開庁日を明らかにするべきではないかというふうな意見を言っていたわけですが、私たちの任期も11月19日でありますし、選挙もあるということから、開庁日を明らかにして進めていくべきではないかと思います。例えば完全に整備ができていなくても、開庁日を設けているような催しもできるということもありますし、町としてもいろいろスケジュールもあると思うので、それこそ50年に1回と言っているので、開庁日はきちんとした目的を持って進めるべきではないかというふうに思います。

先ほど村山議員もおっしゃっていたように、財政的には厳しい状況になっているということで、平成28年頃から将来負担というのは上がる一方になっているので、やはり南側駐車場については、必要最小限度の工事にするべきだと言っておきたいと思います。

開庁日についてと、側溝を減らしたことによる影響はないのかどうかお聞きをしておきます。

それと、植栽について、芝刈りの管理については、今いろいろと説明もいただいたわけですが、成長段階における管理についてはどのように想定しているのか。成長するまで、業者が引き続いていろいろされるのか。その点についてはどのように考えているかお聞きをしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 私のほうからは、開庁日につきまして回答させていただきます。

10月の開庁ということで進めておるわけでありまして、開庁に当たっては引っ越し等の作業が要りますので、できるだけ連休の間に行いたいということを考えておりました。一番最初の候補は体育の日がある三連休を想定をしながら進めておったわけでありまして、祝日法の改正によりまして、そこが三連休でなくなるということもありますし、また、今回の件も含めまして、工事の進捗がどのようになるかという問題もあります。

それから、今年は、必ず秋までのどこかで衆議院選挙が開催されるということですので、開庁日をあらかじめ決めてしまいますと、そことぶつかった場合には選挙事務職員はかかりきりになるという問題もあります。ですので、この工事の進捗と選挙の関係、そういったものも十分に踏まえながらどこで開庁をするかというのは今後明らかにしていきたいと思っておりますし、10月ということで、今の時点からどうしても日にちまで明らかにしなくてはならないという理由はないのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） まず、水路の減に関するご質問でございます。

これにつきましては、京都府との治水協議の中で、地下に設けました貯水槽の規模につきましても計画をさせていただいた経過がございます。土地の種類によりまして、流出係数というのが決まっております。舗装された部分と芝生を張った部分、浸透する度合いが違いますので、それぞれ流出係数が異なってまいります。そういったところの加重平均を取りまして、約0.83ぐらいになるんですが、そういった係数を用いまして、あと、降る雨の強度も計算に入れて貯水槽の体積を算定しております。

しかしながら、そればかりではなく、またその貯水槽から越流して排水される水は、今後、下の調整池に入ってきます。その部分と、水路から直接下の調整池へ流れ込んでくるという水量も念頭に置かなければなりません。あと、周りをどれだけ浸透しやすい緑地部分にするか。また、舗装部分をどれだけにするかという総合的なバランスを見て、今の調整池なり地下のタンクの規模を設定したということになっております。

したがって、そのあたりも影響がどのあたりまで及ぶかというところも念頭に入れながら、コストの面ばかりではなく、そこに必要であるかないかという、ここでカバーできるのかどうかというところも吟味いたしまして、それぞれ今の提案させていただいてる内容で水路のほうも計画させていただいたところがございます。したがって、そういったところを総合的に考えまして、水路を除くとか、ここは必要であるといったところを計画させていただいたところがございますので、ご理解いただけたらと思います。

植栽の管理でございますが、それぞれ高木、中低木につきましても、成長の度合いが違います。そちらの剪定につきましては、一遍に同じ時期には必ずしもできませんので、影響範囲が出てくれば、その都度、業者さんなりお願いして剪定を行っていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

岩田君。

○1番（岩田恵一君） 1点だけ考え方についてお聞きしたいんですけども、工期についてです。庁舎が8月末、今回の外構工事が10月末ということで、2か月間の差があるということで、本来、庁舎完成というと外構工事も含めて初めて完成というふうに言えるのではないかと思います。庁舎の本体工事と外構を分けたということが要因と思うんですけども、分けたことについては、地元の業者育成、またそういった仕事の機会を与えていただいたということで、大変それは喜ばしいことですが、庁舎建設と相丁場になるということもあって、なかなかその辺難しいかもしれませんけども、先ほど町長から10月の開庁ということで、開庁は10日前後にしたいという思いがあったんですが、そうなれば外構工事も9月末には完成しておきたいという思いがあるというふうに思います。なかなか業者が違うので、庁舎の請負業者と今回請け負っていただいた間で、それぞれの工程管理というのはあると思うんですけども、工程会議等を通じてお互いが連携して、できるだけ工期を短縮していただきたいと思えます。そういった調整をしていただく必要についてのお考えを、お聞きしておきたいと思えます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 工期の問題でございますが、新庁舎の開庁日も大きく影響してくることになるかと思います。外構工事でありますとか、また道路改良の工事もございますので、そういういった状況を踏まえながら進めていきたいというふうに考えております。

したがいまして、先ほど議員もおっしゃったように、今の本体工事の業者さん、また今回のJVでお世話になる業者さん、道路改良の業者さんもあるかと思います。今入っていただいている業者さんと全体的に工程を管理をしていただきまして、工期は10月29日となっておりますが、書類の検査等も含めてということで設定させていただいております。そういった状況の中で、我々ももちろん含めましてしっかりと業者間で工程管理をして、工事単体の流れではなくて、一体のエリアとしてのとらまえ方をさせていただきまして、少しでも早く完成を見るように、庁舎本体が8月末で終わりますので、できるだけ完了からあまり空かな

い状況で、できるだけ8月末に近い状況で周辺整備なりが終わるように進めていきたいと考えております。そうなる、再々言いますけど、業者間でそういったところを全体的に打合せして取り組んでいきたいという思いでおります。今後スムーズに事業が進むように精いっぱい努力させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 先ほどお聞きをするのをちょっとうっかりしてたんですけど、図面を見る限り芝生とか植木に対する散水の設備がないのではないかなと思うんですが、芝生管理も、それから先ほど申しあげましたドウダンツツジをしたら、やはり水を散水する必要があるんですが、その施設はこの工事費の中に入ってるんですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 芝生の散水施設を真ん中に設けてバルブを開けると自然に出てきてまかれるというような装置は、現在ここには設置する予定はしておりません。その都度、水道蛇口からホースを引っ張って行ってということになるかと思えます。

ただ、交流広場につきましては、面積がかなり広うございますので、そういった設備を設けております。周辺の部分には、今申しあげましたように、そういった施設は設置する計画にはしておりません。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 先月18日に否決となりました提出議案の議案第94号に対しまして、今回提案をされております議案第1号は全く同様のものございまして、理屈で分かってても現実的にはなかなか変更することができないということも分かった上で質問をしておきたいというふうに思っております。

桜は、様々な形で日本の文化や暮らしに深く関わり、古来より日本人に愛されてきましたことは自明のとおりでございます。桜という科目を鑑賞するためには、桜の適材適所を考える必要があると思っております。単木で楽しむのか。並木のように列で植えるのか。植える場所は市街地なのか。山間地なのか。開花期や花の色、樹形などの特性を考慮して植える必要があると思っております。また、桜は、植えてから5年間の管理が非常に重要だと言われております。桜の一生を左右すると言っても過言ではありません。特に、今回の新庁舎は、

本町の基幹道であります国道9号に面しており、その対応は特に必要と考えております。一方では、美しく潤いのある後世に残る名所となることが望まれております。先日、開催をされました新庁舎特別委員会において、桜並木のルーツとその復元を目指したと説明を受け、理解をしたところであります。

今回、提案をされております資料によりますと、縮尺スケールが800分の1で図示されておりますが、間隔は8メートルと推測をしております。問題は、国道・府道までの距離が近接しており、歩行者並びに通行車両に悪影響を及ぼすことが考えられます。その対応として敷地内への移動を考える必要があると私は思っております。位置の変更は十分可能だと考えますが、見解をただしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 議員おっしゃったとおり、並木は基本6メートルから10メートル程度の間隔で植えるというのが基準と示されております。本町の場合、例えば15本植える距離は140メートルぐらいあります。したがって、8メートル前後の間隔を取りながら植えていくといった設計にしております。私も桜並木ではなしに、桜が植えてある近隣のところを見たんですが、そういったところを見ますと、やはり根っこが伸びて上に出てきてというようなところも多くございました。おっしゃるように歩道もありますし、国道もありますし、やはりそういった状況にならないためには、計画よりも若干セットバックした庁舎側に植えるとか、根が出ないような対策として土を盛っていくとか、そういった対応が必要かと思えます。そういったところも専門家の知恵を借りながら施工時に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけたらというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） ありがとうございました。

何度も申しますけれども、桜というものは日本人の心でございまして、ある意味では、伊勢神宮に桜宮というのがございますが、ここは社殿がありません。桜の木がご本尊になっております。霊木といっても過言ではないのではないかとこのように思っております。大きくなってから切るということは、非常に忌みを嫌うこととされております。そういった意味でも、もう少し敷地内に下げて、歩道、あるいは国道を通過する車両に悪影響を及ぼす、ひいては虫が湧いたりして桜そのものを汚してしまうということのないように、今答弁いただきました内容で工事にかかっていたら結構か思っております。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） ちょっとお尋ねしたいんですけども、維持管理費についての考えをお伺いしたいと思います。

前回でも質問したんですけども、その都度、維持管理費が要ったら予算に計上するということでしたけれども、大体、このように庁舎の概要も分かっていますから、維持管理の必要経費として計上されたり考えたりされてると思うんですけども、そういう点をどのようにお考えかを伺いたいと思います。建物の維持管理費、そして植栽の維持管理費、多々あると思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほど芝生の部分の維持管理につきましては、ご説明させていただきました。高木でありますとか低木の剪定についてでございますが、高木につきましては、恐らく5年から10年程度は、不要ではないかというふうに考えております。しかしながら、約85本程度あるんですが、高木を一斉に剪定なり枝を切るなりといった管理をするに当たりましては、約85万円程度を要すると見込んでおります。また、低木の剪定につきましては、400平米ぐらいあるといったところからざっと計算いたしまして26万円程度を要するというふうに考えております。これは一気にした場合を想定しております。先ほども申しましたように、その都度その都度、成長の度合いによりまして状況を見ながら、手入れをしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○11番（東まさ子君） それでは、議案第1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について反対討論を行います。

提案内容は、令和2年12月18日の本会議において否決された京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約と同じ内容の議案が再提案されたものであります。工事は、来庁者用駐車場としてアスファルト舗装、排水構造物一式、植栽工一式と、南側駐車場は職員駐車場としてアスファルト舗装、排水構造物一式、植栽工一式、構造物取壊し一式として、契

約金額が1億829万5,000円であります。町長は、12月議会での否決を受けて、十分な説明ができていなかったと新聞報道でありました。50年に1回あるかないかの大事業、町民の共有財産、町民のよりどころと言いながら、新庁舎整備事業の契約では説明不足と言い再提出をすることは、今回で2回目であります。1回目は、平成31年4月24日の臨時議会で提案をされました木材調達の随意契約議案が否決され、6月議会で再提案され可決されました。私も長い議員生活の中でこんな経験は一度もありません。町の最高責任者として責任を持って町民の代表機関である議会に議案を提案して、議案が否決されたことに対して二度と同じことを繰り返さないためには、何が不十分であったのかを考えるのが当然ではありませんか。しかも、議案は、新庁舎建設事業であります。提出すればいろんな意見が出されても、最後には可決されるとの考えがあるのではありませんか。町民の代表機関として議会としっかり向き合い、協議や意見交換をすべきであります。新庁舎建設特別委員会にも出席して、住民代表である議員の声に真摯に耳を傾けるべきであります。1月8日に開催された特別委員会では、12月議会でも出された意見や問題点について説明がされましたが、入札が終了し仮契約をしている契約内容を変更することはできないとの立場からの説明で、指摘された点の言い訳としか思えません。審議でも出されましたが、植栽計画の問題点、また、高木植栽の問題点、桜並木の問題点、芝生植栽の問題点、開庁日の予定も明らかにできないこと、また、開庁日を11月上旬に実施される町長選挙に絶対に利用すべきではない点も指摘しておくものであります。

南側職員駐車場は、一部改修で対応することで経費の削減を図ることなど、問題点や改善点などの指摘も見直し改善はされていません。また、維持管理費は今後どれくらい必要になるのか。町民の共有財産であれば、当然、明らかにすべき責任があること。私たちは新庁舎建設について、人口減少が明らかな中、10年、20年後のまちづくりはもちろん、将来を見通した人口や財政規模に見合うコンパクトで身の丈に合った庁舎にすべきこと、2つ目に、町財政の見通しが危機的な状況にある中、必要最小限度の規模と予算で建設すべきことを提案してきました。雨水貯留槽を設置しても、新庁舎の敷地面積の大幅な見直しができいないために、敷地内で緑地を確保し雨水を浸透させる必要があるため、緑地面積の確保が必要となり、芝生の植栽や土壌改良、高木植栽など外構工事等で当初予定額よりも2割高となっております。今後、芝生などの維持管理費用は大きな負担になることは明らかであります。植栽も含めて職員駐車場の整備費用なども必要最小限にすべきであります。先日の特別委員会でも植栽や職員駐車場などについて議員から多くの指摘がされました。住民の代表機関である議会に素案を示し、いろいろな角度から意見を聞いて進めていくことが町民と一緒に新

庁舎建設に取り組んでいくことでもあります。

12月議会での契約議案の否決は、提案者である町長の責任であります。町長自らが説明不足だったと提案者としての責任を認めています。また、業者への説明責任も町長自らが負うべきであります。議会や議員には何の責任もありません。町長の住民不在の町政運営を厳しく指摘をいたしまして、反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

西山君。

○8番（西山芳明君） 議席番号8番の西山芳明でございます。

ただいま上程となっております議案第1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について、賛成の立場で討論を行います。

本議案につきましては、昨年12月の定例会におきまして、議案第94号として提案されましたが、反対多数により否決されたことから、今回改めて同内容での提案であります。

12月議会において否決に至った主な要因は、執行部の説明不足や工期が新庁舎本体工事より約2か月後に設定されていたこと、植樹される樹種や芝生の維持管理に相当の費用が見込まれることなどがその主な理由でありました。

しかし、私が考える否決された最大の要因というのは、半世紀に一度と言われる一大事業である新庁舎建設に取り組める今このときの町政を担っている執行部側の、何としてもこれを成し遂げるといふ熱い思いとともに、今後、長きにわたって多くの町民の皆様によりどころとなる新庁舎の完成を全町一丸となって迎えたいという心からの強いメッセージが伝わってこない。まさしくこのことに尽きるのではないかと考えております。

昨年の定例会以後、議員はそれぞれに自分の疑問点の解明や知識習得など本議案に関する情報収集、調査研究を行ってきたことと思います。さらに、今月8日には、第21回目となる京丹波町議会新庁舎建設特別委員会が持たれ、相当多くの議論が交わされた中で、執行部から計画を進めるプロセスの各段階において、議会との価値観の共有や情報提供が十分でなかったと真摯な答弁がございました。

そうしたことから、昨年の本会議では反対の意思を表明した議員の中にも、より理解を深め肯定的な考えに至った議員もいるのではないかと確信をしております。

本議案で何より重要視すべきことは、新庁舎本体工事においては、地元事業者への下請業務などがあまり期待できない中で、本議案の契約は、地元建設業界への工事発注であることです。町内業界団体からも請負業者に瑕疵があるのであればともかく、新庁舎工事関連で地元企業への発注が実現するという期待が否決という結果により覆され、議会はいったいどの

方向に向いているのか。大きく信頼感を失墜したとのご指摘もいただきました。日頃から議会では、町内中小零細事業の振興・発展を標榜しながら、一方でこうした指摘を受ける事態に陥ったことは、事業者の皆様のみならず、町民の皆様の行政や議会に対する不信感を助長させる要因となることは明白であり、町執行部としても、今後、政策形成過程における丁寧な説明責任を果たすとともに、議会としても大局的な視点から冷静かつ公正な判断が強く求められていることを自制も含め申し上げて、賛成討論とします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

村山君。

○5番（村山良夫君） 私は、今回提案されてます議案第1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約につきまして、賛成の立場で討論をしたいと思います。

私は、前回、反対いたしました。これ以上、反対をすると落札していただいた地元業者への多大な迷惑なり影響が大きいということになりますので、本議案の議決後、次の条件変更等を要望して賛成討論といたします。

1つは、主に職員用の駐車場となる南側駐車場は、財政上の問題や将来の新庁舎を中心にしたまちづくりを鑑み、現状維持を基本に最小の工事規模とすること。

2つ目には、職員には通勤手当が支給されていますから、当然ながらしかるべき駐車料を徴収すること。

3つ目は、国道側の桜並木ですけども、これは須知高校へ通学する学生の方々や、また、それ以外の歩道を利用される方に多大な支障を来すことになると思います。桜の木は、人工的に大きさをコントロールできません。そういう意味では、質疑中要望しておりましたように、樹木の大きさをコントロールできる梅の木に変更すること。

それから、4つ目は、町のシンボルである木・花・鳥を尊重した事業にすること。

以上を提案して、本議案に賛成をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

野口君。

○2番（野口正利君） 議席番号2番、野口正利、賛成討論をいたします。

そもそも新庁舎建設については、3町合併当初より検討されてしかるべき事業であったのではないかと考えます。提出された議案第1号、植栽を含む駐車場等外構工事についても、前回提出の議案第94号に同じく、丹波自然運動公園等の周辺整備との調和、国道沿いに連なる桜並木は、須知高校と一体感があり、サツキツツジ1, 175本、ドウダンツツジ1,

278本、合計2,453本、2,000を超える本数であります。公共施設の景観形成が図られている環境は芸術性がうかがえる。また、植物は生き物であります。4月の代表の花、桜の花言葉の代表は精神美であり、ツツジの花言葉には節度や慎みなどがあり、赤いツツジの花言葉は恋の喜び、白いツツジの花言葉は初恋であり、ツツジの数が2,000本以上であることから、2,000の数字の意味は解決に向かうであります。総じて、行政にはあらゆる問題が集約される場所であり、あらゆる問題が解決に向かうという願いが込められており、行政サービス向上に加え、景観形成と縁起の良い環境の下で来庁者を迎えられることに賛成をするものであります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

谷山君。

○13番（谷山眞智子君） 議案第1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について、反対の立場で討論します。

この議案は、令和2年12月の本会議で出され否決されたものと同じです。工事内容は、来庁者用・職員用駐車場のアスファルト舗装、排水構造物、植栽、既存構造物取壊しなど当初予算より2割増しの1億829万5,000円です。議員が問題点や改善点を出したことに対しての検討や対策の答えもなく、今回の臨時議会で提出された内容は否決された議案そのままであります。50年に一度あるかないかの事業であると町長は言われますが、新庁舎に関わる事業の予算が否決されたのは2回目です。

1月8日に全議員参加の新庁舎建設特別委員会が開かれ、参事、総務課長、担当係長が説明不足とのことで議員の質疑に対応されましたが、町長の姿はありませんでした。議長からの出席要請がなかったようですが、京丹波町にとって一大事業である京丹波町民の財産、京丹波町の顔である事業と常々言われていますが、本当に自覚認識していれば自らが参加し、説明し、理解してもらいたいと思うものであります。そういう熱意が感じられません。初めは否決されても、次は同様の内容でも可決されるという思いがひしひしと感じられます。

既に追加工事が終わっている地方自治法違反の事案について議会に承認を求めるなど議会は軽く見られていると思います。議会で議案を否決されるということの重みを真摯に受け止めるべきであります。

よって、これを反対討論といたします。

○議長（梅原好範君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（梅原好範君） これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

議案第1号 京丹波町新庁舎整備事業 駐車場等外構工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（梅原好範君） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付託された事件を全て議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、令和3年第1回京丹波町議会臨時会をこれをもって閉会いたします。

なお、本日の臨時会冒頭に報告がありましたように、町内においての新たな感染者の調査が現在進められております。本日、新型コロナウイルス対応の感染特別措置法に基づく緊急事態宣言が京都府に発令される予定となっております。期間中、議員の皆様、また執行部の皆様におかれましては、感染予防に努めた適正なる行動を取っていただき、健康管理に気を付けていただきますよう、よろしく申し上げます。

本日は、大変ご苦労さまでした。

午前10時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原 好範

〃 署名議員 鈴木 利明

〃 署名議員 西山 芳明